

平成30年度第10回教育委員会（12月定例会）議事録

1 日時平成30年12月4日（火）午前9時30分から午後10時20分まで

2 場所教育委員会室（県庁行政棟新館7階）

3 出席者教育長 宮尾 千加子
委員（教育長職務代理者） 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 恵璃子
委員 吉田 道雄

4 議事等

（1）議案

議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

議案第2号 平成31年度県立特別支援学校高等部等の募集定員修正に係る臨時代理の報告及び承認について

議案第3号 熊本県いじめ防止対策審議会の委員の任命について

議案第4号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

（2）報告

報告（1） 平成30年度熊本県公立学校善行児童生徒表彰について

報告（2） 6月定例県議会及び9月定例県議会における教育委員会に係る代表質問及び一般質問並びに答弁について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）議事録署名委員の選出

教育長が堀内委員を指名し、了承された。

（3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、第3号は人事案件のため非公開とした。

（4）議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号と第4号を併せて審議し、第2号、報告

（1）、報告（2）を順に行い、人事案件のため非公開で議案第3号を審議することとした。

（5）議事

○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

○議案第4号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見について」

教育政策課長

教育政策課でございます。

議案第1号でございます。提案理由を1ページに記載しております。11月30日に開会しました11月定例県議会へ提案した教育に関する議案につきまして、知事から教育委員会に意見照会がございましたが、教育委員会に付議する暇（いとま）がなく、教育長が臨時に代理して、「原案どおりで差し支えない」旨の回

答をしたため、今回の教育委員会に報告し、御承認を求めるものでございます。

3ページをお願いいたします。該当する議案は、この3点でございます。議案の第1号でございますけれども、6ページをお願いいたします。

平成30年度熊本県一般会計補正予算（第5号）でございます。

表頭の款の欄、「7災害復旧費」のうち、表頭項の欄「3教育災害復旧費」の「補正額」としまして、2,814万2千円を計上しております。

内訳につきましては、7ページをお願いいたします。「教育委員会 12月補正予算内訳」をご覧願います。

補正します事業は1件で、内容は、7月の豪雨で崩落しました「あしきた青少年の家」敷地の法面を復旧するための経費でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。繰越明許費の設定です。

表頭款の欄、「8教育費」に42億1,020万1千円、表頭款の欄、「9災害復旧費」のうち、表頭項の欄「4教育災害復旧費」に12億6,287万7千円の設定がございます。

内訳につきましては、11ページをお願いいたします。

県立高等学校施設整備事業や文化財災害復旧事業などにつきまして、年度内の竣工が困難であるため、予算を繰り越すものでございます。

13ページをお願いいたします。債務負担行為の設定です。

今回設定いたしますのは、「5派遣職員宿舍等賃借」、ページがとびまして、16ページをお願いいたします。「41ほほえみスクールライフ支援事業」、「44県立学校用地等賃借」、「45県立美術館分館管理運営業務」の4事業でございます。

いずれも、平成31年度、年度当初から業務を開始する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。議案第24号でございます、指定管理者の指定に関するものです。

これは、県立美術館分館の指定管理者として、株式会社熊本県弘済会を指定するものです。なお、指定期間でございますが、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

次に、19ページをお願いします。議案第37号は、専決処分の報告及び承認に関するものです。

これは、熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

県が行った支払督促に対し、2名の債務者から異議の申立てがなされたことから、訴えを提起するため、知事の専決処分としたものでございます。

議案第1号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号について、御説明します。

提案理由を1ページに記載しております。こちらは、これから11月定例県議会へ提案する教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がございましたので、教育委員会に付議し、ご意見をお聴きするものでございます。

該当の議案でございますが、3ページをお願いいたします。「記」以下の2項目でございます。

内容でございますが、8ページをお願いします。

表頭款の欄、「10教育費」に4億7,545万1千円を計上しております。
内訳につきましては、9ページをお願いいたします。教育委員会分の補正額としては、右上の枠囲みに記載しておりますとおり、4億7,499万3千円でございます。

これらは、職員給与費の増額補正をお願いするもので、県内の民間給与水準との較差を踏まえた人事委員会勧告に基づく給与改定に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。「条例案の概要」です。

「1条例の名称」、「2改正の必要性」をご覧願います。これは、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等について、人事委員会勧告に基づき、改正するものでございます。

「3主な改正内容」は、(1)給料表、(2)扶養手当及び(3)宿日直手当の引上げを行うとともに、(4)勤勉手当を0.05月分引き上げるものでございます。

「4施行期日」でございますが、月例給につきましては平成30年4月1日としております。また、勤勉手当の支給月数の引上げは、平成30年12月1日から、期末手当・勤勉手当の支給月数の均等配分は、平成31年4月1日からとしております。

11ページからは議案第45号の本文でございます。ページとびまして、31ページをお願いいたします。ちょうど真ん中あたりでございますけれども、「熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正」です、36ページをお願いいたします。「熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正」でございます。続きまして、42ページをお願いいたします。一番下の方です、「熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正」を掲載しております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいまの議案第1号と第4号はボリュームがあるので少し御質問ですとか伺いたいと思います。

吉田委員

よろしいですか。

宮尾教育長

はいどうぞ。

吉田委員

私は昔から「あしきた青少年の家」を知っているのですが、豪雨の影響は厳しかったのでしょうか。

社会教育課長

はい。あしきた青少年の家の敷地内であって、それから少し下がった海岸沿いにあります道路ですけれども、そちらの道路の斜面の方が大雨で大きくえぐれて通行止めになったということで、そこは、色々、今後散策とか体験活動に使いますものですから、早急に直したいということで、今回出したところでございます。以上でございます。

吉田委員

ここは開設当初から人気スポットですね。

社会教育課長

はい。非常に利用者数は多くございます。

堀内委員

すみません。一つお聞きしたいのですが、ほほえみスクールライフ支援事業というのはどういう事業なのか、説明の方をお願いしてもよろしいでしょうか。

特別支援教育課長

ほほえみスクールライフ支援事業は、特別支援学校の中で、医療的ケアが必要な子供たちが学んでおります。痰の吸引であったり、それから、胃ろうと言って直接胃に穴をあけて栄養を注入したりするような、そういった医療的ケアを必要とする子供たちが学んでおりますので、その子供たちの医療的ケアを行うために、県が医療機関と契約いたしまして、その医療機関から看護師を派遣していただいて、その看護師さんがケアを行っていただくと、そういう事業でございます。

堀内委員

ありがとうございます。これはずいぶん前からやられているものですね。

特別支援教育課長

はい。平成13年か14年か、それぐらいからやっている事業でございます。

宮尾教育長

これが、年々ニーズが高まっています。

その他いかがでしょうか。どうぞ。

吉井委員

この、ほほえみスクールは私も聞きたいところでした。ありがとうございます。

その前になりますが、5番の派遣職員宿舎等賃借というのと県立学校用地土地取得も発生している、44番ですね、少し詳しく、内容を聞きたいなと思いたすが、5番の派遣職員と44番の県立学校用地土地取得、これはどういう状態で発生しているのでしょうか。

教育政策課長

5番の派遣職員宿舎等賃借につきましてお答えします。これは、文科省に派遣しております職員の借上げ住宅費でございます。

4月1日から宿舎に入りますので、債務負担行為を設定させていただいております。

吉井委員

毎年出して出しているということでしょうか。

教育政策課長

はい。

吉井委員

今は何人行ってらっしゃるのででしょうか

学校人事課長

文化庁に1人、あと文科省にも1人行っております。文科省の方に派遣は毎年1名必ず派遣させていただいております。

施設課長

すみません。施設課でございます。44番の県立学校用地等賃借とはですね、名称とはだいぶ違うのですが、八代東高校だったと思いたすけれども、電波障害の関係で、九電の方の鉄塔、電波障害のための鉄塔を借りるということで、毎年契約を結びなおしている関係で、債務負担行為というのが、来年度の予算分を確保しているものなのですが、今年度中に契約を結ぶ必要があったので、この債務負担行為が出てきているもので、何か学校の用地が足りないとかそうい

うふうな感じで賃借しているものではございません。

吉井委員

学校の用地に回すための電波塔ということでしょうか。

施設課長

そうです。

吉井委員

わかりました。ありがとうございます。

吉田委員

今の発言に関連しますが、鉄塔および土地は県の所有ですか。

施設課長

鉄塔を借りているというか、電線の共架している。電波障害のため電線を回して引いている、そういった鉄塔をこちらが借りているものです。

吉田委員

九州電力が鉄塔を建てる場合は用地を借りていると思いますが、鉄塔や用地の費用などはどうなっていますか。

施設課長

土地というか、電線を載せるために借りている感じですね、鉄塔を。

木之内委員

こんな感じだったら、だいたい学校にその電波障害か何かがあるのでしょうか。

施設課長

いえ、学校の影響で電波障害が発生しています。

教育指導局長

八代東高は5階建てで高いので、近くの家に電波が届かないのですよ。

吉井委員

あ、そういうことですか。

木之内委員

一般の人に対する電波障害のため。

施設課長

そうです。一般の人のです。すみません。説明が不足しております。

吉井委員

それは必要ですね。

施設課長

学校が電波を遮るものですから、その家庭のために電波を届けるための電線を通すための鉄塔をお借りしているという、九電の鉄塔をお借りしているというふうに聞いております。

吉田委員

それは対応しないといけませんね

宮尾教育長

ありがとうございます。

その他、せっかく今色々お尋ねがでてきましたので、他にありませんか。

木之内委員

すみません。宿舍の費用ということで、これは文科省に出向した場合にこちらからお願いして勉強に行っているような感じなので県側で全部持つというような考え方なのでしょうか。

学校人事課長

教職員の派遣の関係なので、学校人事課の方で一括して答えますけれども、一応研修という形で色々なところで行政の経験を積ませていただいております。年度の途中でまた文科省の方で配慮していただいて、部署を変えてもらうとか、またいろんな研修という形で勉強させていただいております。そういったところで県立、義務制の職員に交代で職員を派遣しているところでございます。また、そういう方々、教育行政の方に一旦戻ってこられて活躍していただいております。非常に効果も上がりますし、人的なネットワークも作っていただくことで、また文科省、他県からもいろんな先生方だったり職員が来ておりますので、横のつながりもできたりということでございます。

教育総務局長

すみません。ちょっといいですか。話がちょっと違うので、ちょっといいですか。派遣職員の意味が違います。

教育政策課長

こちらから国に行く方のアパート代といいましたけれども、すみません。訂正させていただきます。これは、他県から職員が本県に来ていただいている。3名の方がいらっしゃるのですが、その方々の分です。

教育総務局長

通常、派遣の東京宿舎はですね、東京事務所で一括計上していると思っております。ちょっとこれとは違います。

教育政策課長

すみませんでした。

木之内委員

そうそう、東京事務所があるから、一括じゃないかなと思った分もちょっとあったけれども、これは違うわけですね。

教育政策課長

はい。

吉井委員

地震関係で来てらっしゃる方ですか。

教育長

ちょっと説明して。今何人でどこに来てらっしゃるか。

文化課長

文化課でございます。文化課の方に、県外の各自治体からですね、応援で派遣職員を受け入れております。今年度でいいますと、福岡県、鹿児島県、静岡県から3名来ていただいているのですが、来年度も引き続き、熊本地震にからむ道路の改良工事であったり、益城の土地区画整理を県事業でやったり、あるいは市町村が災害公営住宅の建設をするものですから、その事業に伴って、事前に埋蔵文化財の調査をする必要があります。その埋蔵文化財の発掘調査をするための応援の職員に今来ていただいているというところで、来年度までは文化庁の方をお願いをして、引き続き派遣のほうを各県外の自治体の方から派遣していただくようお願いしているところです。その分の来年度1年間の宿舎の借上げであったり、寝具とか家電の借上げで予算上は4名分を要求しております。債務負担ということで、契約事務に3か月程度がかかるものですから、4月1日から受け入れということになりますと、その前、1月から契約の方は進めないといけないということで今度の議会に債務負担の議案を要求させていただいているというところになります。

吉井委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

ちなみに、県は予算要求させていただいておりますけれども、益城町とかいろんな市町村に、埋蔵文化財調査の関係で、開発するのに、埋蔵文化財調査に時間がかかるため、他県から応援に来ていただいております。

議案第1号と第4号よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、原案どおり、承認及び可決ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○議案第2号 「平成31年度県立特別支援学校高等部等の募集定員修正に係る臨時代理の報告及び承認について」

特別支援教育課長

議案第2号「平成31年度県立特別支援学校高等部等の募集定員修正に係る臨時代理の報告及び承認について」御説明いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、11月の定例教育委員会で議決いただきました、平成31年度県立特別支援学校高等部等の募集定員について、誤りがあったため修正が必要となったことによるものです。既に報道等もされているため、速やかに修正する必要があるため、教育委員会に付議する暇がなかったため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項に基づき、教育長が臨時に代理して決定されました。

そのため、同規則第3条第2項の規定に基づいて、臨時代理の報告及び承認を求める必要があるためでございます。

改めて、県民の皆様、委員の皆様にはお詫び申し上げます。

続きまして、修正を行いました箇所について御報告します。2ページを御覧ください。

修正を行いましたのは、松橋東支援学校幼稚部4歳児の募集定員です。

修正前は4人としていたところを、修正後6人と改めました。

今回このような誤りが起きた原因は、元となる学級編成表等の資料からのデータの転記ミスがあり、それをチェックする体制が不十分であったためです。

今後このような事のないよう、決裁文書に学級編成表等の資料を添付し、転記後の数字の突合をより多くの人間で行えるようにしたり、募集定員の案を検討する段階から、各学校と情報交換を適切に行ったりして参ります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

お詫びと訂正でございます。

この件に関しては、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、更に気をつけていきたいと思っております。

○報告(1) 「平成31年度県立特別支援学校高等部等の募集定員について」

義務教育課長

義務教育課でございます。報告第1号です。平成30年度熊本県公立学校善行

児童生徒表彰について御報告いたします。本表彰は、「熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則」及び実施要項の規定に基づき、継続的な社会奉仕活動、社会福祉活動等を1年間以上続けて行っているものや、突発的な事故等に対する人命救助などの善行を行った団体または個人を表彰するものです。善い行いをした児童生徒を表彰することにより、更により良く伸びていくことを期待するとともに、他人を思いやる優しい心が、他の児童生徒にも広がることを願っているところです。今年度は、熊本市を含め市町村教育委員会及び県立学校長から、推薦のあった30の団体・個人について、去る10月15日に審査委員会を開催し、お手元の資料のとおり判定いたしました。そのうち1ページの上の表になりますが、「1」のA判定とした小中学校及び高等学校7件につきましては、「くまもと教育の日」県民フォーラム会場で宮尾教育長より表彰していただきました。なお、下の表になりますが、「2」のB判定とした19件につきましては、表彰状を送付し、学校で表彰します。また、2ページの下の方になりますが、27番の熊本地震に係る被災地支援活動の1件（106人）につきましては、防災教育の意義を県下全域に広げることが目的とした特別賞として、表彰状の代わりに「くまモンのピンバッジ」を送付し、学校で表彰していただくこととしております。各表彰団体・個人の表彰理由につきましては、資料を御参照いただきたいと思います。以上で、善行児童生徒表彰についての御報告を終わります。

教育長

ありがとうございました。11月17日に今、先ほどありましたように教育フォーラムで表彰をさせていただいたのですが、やっぱり人命救助とか初期消火とかですねあの活動、行動は、よくぞ咄嗟にこういう判断ができるなと思いました。マスコミ報道があってほしいなと思ったのですが、残念ながら無かったのですが、やっぱりこういう子どもたち、団体は素晴らしいと思います。

木之内委員

おっしゃられる通り。報道されること、こういうことに目を向けていくという気持ちが必要です。

吉田委員

その場だけでなく、社会全体で褒めることが求められます。

木之内委員

だから、それが世の中を変えていくことになります。ぜひ社会に伝えてほしいと思います。

教育長

これからも伝えていきたいと思います。ありがとうございます。

この件は、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

- 報告（2） 「6月定例県議会及び9月定例県議会における教育委員会に係る代表質問及び一般質問並びに答弁について」

教育政策課長

教育政策課でございます。

報告（2）として、「6月定例県議会及び9月定例県議会における教育委員会に係る代表質問及び一般質問並びに答弁について」御説明させていただきます。

これまで、議会における質問等について、教育委員会で御報告しておりませんでした。教育委員会における議論の参考としていただくため、今回から報告す

るものです。

報告（２）－１を御覧ください。

６月に開かれました定例県議会では、記載のとおり質問があり、別添のとおり答弁いたしました。

続きまして、報告（２）－２を御覧ください

９月に開かれました県議会では、記載のとおり質問があり、別添のとおり答弁いたしました。

なお、添付している資料は、熊本県議会事務局が発行しております「くまもと県議会報第２００号及び２０１号」から教育庁関係のものを一部抜粋しております。

県教育委員会事務局としても、引き続き、県民の声に耳を傾け、教育行政の充実強化に取り組んで参ります。

簡単ではございますが、報告（２）は以上です。

教育総務局長

すみません。修正が（２）－１ですけども、県立学校入試前記の「記」が「期日」「期」です。

教育政策課長

すみません。

教育長

県議会のホームページでも見ることはできるのですが、教育委員会関係は、毎回質問は結構多い方だと思います。

事後にはなりますけれども、詳しいものを情報共有したいと思います。

木之内委員

やはり自分も委員として質問自体を見ることで、委員会自体がこう考えていけないといけないという１つのヒントにもなると思いますのでぜひお知らせいただけると嬉しいです。

教育長

ありがとうございます。その他なにかございませんか。

６月９月だけ見てもALTだとか、いじめとか、障がい者雇用の問題とかタイムリーになっております。

木之内委員

これを見るとやはり抜本的に考えていけないといけないなと非常に思っておりますので、やはりこういう質問を受けてどういう方向で将来的に考えていくのか日頃から委員会である程度検討しておくことが大事だと思います。

我々委員も普段先生方とお話をしていますので、そういう時もある程度考え方の方向性をはっきりしないと委員がそれぞればらばらなこと言ったらとんでもないことになるし、そういうところを含めていろんなところで検討することも大事だと思います。

教育長

木之内委員ありがとうございます。その他何かございませんか。

ありがとうございます。

それでは、この件につきましてはこれで終わりたいと思います

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例会教育委員会は平成31年1月17日（木）午前9時30分から教育委員会室で開催することを確認した。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午前10時20分